

公 示

自家用自動車の有償貸渡しの許可の基準について

自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー事業）に関する許可は、この公示に基づき行う。

制定 奈運企公示第2号

令和元年 8月 6日

改正 奈運企公示第24号

令和2年12月28日

改正 奈運企公示第14号

令和3年10月27日

改正 奈運企公示第8号

令和4年 6月 1日

近畿運輸局 奈良運輸支局長

沢井 唯次



記

第1 許可申請及び審査の基準

道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「運送法」という。）第80条第1項に基づく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号、以下「施行規則」という。）第52条の規定により、自家用自動車の有償貸渡し（レンタカー事業）の許可申請について、次の基準により申請を受理し審査する。

1. 貸渡人

申請する貸渡人（法人にあつてはその役員、なお、役員にはいかなる名称によるかを問わず、役員と同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。以下同じ。）が、次のいずれにも該当しないこと。

(1) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないとき。

(2) 次に定める許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していないとき。

ア 自家用自動車の有償貸渡し

イ 一般旅客自動車運送事業（運送法第3条第1項各号に定める事業）

ウ 特定旅客自動車運送事業（運送法第3条第2項に定める事業）

エ 一般貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号、以下「事

業法」という。)第2条第2項に定める事業)

オ 特定貨物自動車運送事業(事業法第2条第3項に定める事業)

- (3) 上記(2)アからオの許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知(聴聞の通知)があった日から、当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に、当該事業又は貸渡しの廃止の届出をし(相当の理由がある場合を除く。)、その届出の日から2年を経過していないとき。
- (4) 上記(2)アからオのいずれかの事業において、運送法又は事業法に基づく検査を受けた日から、許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、当該事業又は貸渡しの廃止の届出をし(相当の理由がある場合を除く。)、その届出の日から2年を経過していないとき。
- (5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が、上記(1)から(4)のいずれかに該当するとき。
- (6) 申請する貸渡人(法人にあってはその役員)が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業の経営に類似する行為による有罪判決又は処分がないこと。

2. 申請手続、並びに申請における記載事項及び添付書類

- (1) 事務所の所在地が奈良県内にあること。
- (2) 他の運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長の許可を受けている貸渡人は、許可申請をすることができない。
- (3) 自家用自動車貸渡許可申請書に次の添付書類を添えて申請すること。
 - ① 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書面
 - ② 発行後3ヶ月以内の次の書類
 - ア 申請者が個人の場合 住民票
 - イ 申請者が法人の場合 商業登記簿謄本(未登記の場合は、認証済み定款)
 - ③ 欠格事由に該当しない旨の宣誓書
ただし、法人にあっては、役員全員とし、新法人にあっては、発起人全員とする。
 - ④ 事務所別車種別配置車両数の一覧表
なお、貸渡しをする自動車の種別は、次のものに限り、霊柩車及び乗車定員30人以上、又は車両長が7mを超えるバスの貸渡しを行ってはならない。
 - ア 乗用車
 - イ マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下のものに限る。以下同じ。)
 - ウ 貨物自動車(トラック)
 - エ 特種用途自動車
 - オ 二輪車
 - ⑤ 次の事項を記載した貸渡しの実施計画
 - ア 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制及び計画
 - (ア) 事務所ごとに配置する責任者
 - (イ) 従業員への指導及び研修の計画

イ 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法

「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）の趣旨を徹底し、運転手に係る情報提供を行う場合には、その適正化に努められるものであること。

また、貸渡しに付随した運転手の労務供給（運転手の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示できるものであること。

(ア) 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）

(イ) ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載

(ロ) 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示

ウ その他貸渡しの適正化を図るための計画

(ア) 自動車事故損害賠償保険への加入状況又は加入計画

全ての貸渡自家用自動車について、次に定める要件に適合する損害賠償責任保険契約を締結するものであること。

a 対人保険 1人あたり 8,000万円以上

b 対物保険 1件あたり 200万円以上

c 搭乗者保険（搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。）

搭乗者1人あたり 500万円以上

(イ) 整備管理者（整備責任者）の配置計画

⑥ レンタカー型カーシェアリング（道路運送法80条第1項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことを言う。以下同じ。）を行う場合には、次の書類を添付すること。

ア 使用する自動車の車名及び型式

イ 自動車の保管場所（デポジット）の所在地及び配置図

ウ 自動車の保管場所を管理する事務所の所在地

エ IT等の活用により行う自動車の貸渡し状況、及び整備状況等の把握方法

オ 自動車及びエンジンキー等の管理及び貸し出し方法

カ 会員規約又は契約書

3. マイクロバスの貸渡しを行う場合の特例

(1) マイクロバスに係る貸渡しについては、従来より貸切バス経営類似行為の防止について指導を行ってきているところであるが、なお、貸渡しに付随して貸渡人が運転手の労務供給を行う等の貸切バス経営類似行為が跡を絶たないのが現状である。

このため、当分の間、マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとする。また、既にマイクロバスの貸渡しを行っている者がさらにマイクロバスの貸渡しを行おうとする際には、原則として、その7日前までに、直近2年間の事業におけるマイクロバスの貸渡簿の写し（貸渡簿が電磁的記録により備えられている場合は、当該電磁的記録、又は当該電磁的記録を書面に出力したものをいう。（2）において同じ。）を、

当該車両の配置事務所の所在地を管轄する運輸支局長に提出することとする。

- ① 現在、マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあつては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、貸渡簿の写しの提出日前2年間においてレンタカー事業について貸渡自動車の使用禁止以上の処分を受けていないこと。
 - ② 既に、マイクロバスの貸渡しを行っている者にあつては、貸渡簿の写しの提出日前2年間においてレンタカー事業について貸渡自動車の使用禁止以上の処分を受けていないこと。
- (2) 直近2年間に(1)に基づいてマイクロバスの貸渡簿の写しの提出を行っている事業者が、(1)に基づいてさらにマイクロバスの貸渡簿の写しの提出を行う場合にあつては、重複する期間に係るマイクロバスの貸渡簿の写しの提出を省略することができる。

第2 許可に付す条件

許可には、次の条件を付す。

1. この許可により、貸渡しができる自動車は次のものに限り、霊柩車及び乗車定員30人以上、又は車両長7mを超えるバスの貸渡しを行ってはならない。
 - ア 乗用車
 - イ マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下のものに限る。以下同じ。）
 - ウ 貨物自動車（トラック）
 - エ 特種用途自動車
 - オ 二輪車
2. 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入していなければならない。
 - ア 対人保険 1人あたり 8,000万円以上
 - イ 対物保険 1件あたり 200万円以上
 - ウ 搭乗者保険（搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。）
搭乗者1人あたり 500万円以上
3. 自家用自動車を使用して、自動車運送事業の経営又は類似する行為を行ってはならない。
4. 貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。
5. 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに附随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあつせんを含む。）を行ってはならず、その旨を以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。
 - ① 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示

させることを含む。)

- ② ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載
- ③ 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示

6. 公示「自家用自動車の有償貸渡しの許可の基準について」を改正した場合には、改正後の基準に合致するものでなければならない。

7. あらかじめ届出をしなければならないものは次のとおりとする。

(1) 事務所の名称若しくは所在地の変更（事務所の新設も含む。）をしようとするときは、変更後の事務所の名称若しくは所在地を届出しなければならない。

ただし、他の運輸支局長の管轄する事務所に関する届出をする場合には、該当する運輸支局長にこの許可書の写しを添えて届出しなければならない。

(2) レンタカー型カーシェアリングを行うときは、その旨を届け出なければならない。

8. 遅滞なく届出しなければならないものは次のとおりとする。

(1) 貸渡人の氏名又は名称及び住所に変更があったとき。

(2) 法人の役員の変更があったとき。

(3) 貸渡料金及び貸渡約款に変更が生じたとき。

(4) 貸渡しを廃止したとき。

9. 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る「貸渡実績報告書（様式1）」及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表（様式2）」を毎年5月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出しなければならない。

10. 貸渡料金及び貸渡約款は、以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。

(1) 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）

(2) ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載

(3) 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示

11. 貸渡自動車は、一時的に他の事務所にあったとしても、配置事務所の従業員等により貸渡し状況及び整備状況などの車両に関する状況を把握し（IT等の活用により車両の状況が当該配置事務所以外の本社等において把握されている場合にあつては、当該配置事務所の従業員等により当該本社等において把握されている車両の状況を把握することを含む。）、適確な管理をしなければならない。

なお、レンタカー型カーシェアリングを行う場合であつて、当該配置事務所以外の本社等においてIT等の活用により適確に把握できると認めるときはこの限りでない。

12. 別記1の事項を記載する貸渡簿を書面又は電磁的記録により備え、貸渡しの状況を記録し、貸渡しの終了の日から2年間保存しなければならない。
13. レンタカー型カーシェアリングの場合を除き、別記2の事項を記載した貸渡証を借受人に書面交付（電子メール等の電磁的記録方法を含む。）し、貸渡自動車の運転者にこれを携行（電磁的記録による携行を含む。）するよう指示しなければならない。
14. 貸渡人は、許可の日から1ヶ月以内に登録免許税を納付しなければならない。
15. 貸渡人が、道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したとき、又は公示で定める欠格事由に該当したときは、貸渡自動車の使用を禁止し、又は許可を取り消すことがある。

附則

1. この公示は、制定の日から施行する。
2. 平成7年9月1日付、近運奈輸第1781号（最終改正平成30年3月30日）は、この公示の施行をもって廃止する。
3. 従前の基準により許可を受けた貸渡人は、この公示により許可を受けたものとみなす。

附則（令和2年12月28日付改正）

この公示は、令和3年1月1日から施行する。

附則（令和3年10月27日付改正）

この公示は、令和3年11月1日から施行する。

附則（令和4年6月1日付改正）

この公示は、令和4年6月1日より施行し、本公示の施行前に許可を受けた事業者が付された許可に対する条件は、本公示の施行を以って、本公示の許可に対する条件に読み替えるものとする。

【別記1】

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものにより、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

1. 借受人の氏名又は名称及び住所
2. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
3. 貸渡自動車の自動車登録番号又は車両番号
4. 貸渡日時及び時間
5. 運行区間又は行き先及び利用人数、マイクロバスにあっては使用目的

6. 走行キロ数
7. 貸渡料金
8. 事故に関する事項

【別記2】

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

1. 借受人の氏名又は名称及び住所
2. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
3. 貸渡自動車の自動車登録番号又は車両番号
4. 貸渡日時及び時間
5. 貸渡事務所及び返還事務所
6. 貸渡人の氏名又は名所及び住所
7. 次の遵守事項
 - (1) 「運行中は必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない。」旨の記載
 - (2) 「自動車の借り受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることができない」旨の記載
 - (3) 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
 - (4) 「貸渡期間が2日以上となる場合には、借受人が日常点検を実施すること」旨の記載